

## 第4回 市川市交通バリアフリー基本構想作成協議会

開催日時 : 平成15年5月22日(木)  
開催場所 : 市川市職員研修室(アクス本八幡2階)  
出席者 : 別添出席者名簿参照  
議題 : 各地区基本構想について

### 協議結果概要

各重点整備地区内の公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、その他事業について資料2の提案とおり承認。(細部について一部修正あり)

また、「章 基本構想実現に向けて」「章 人に優しい街づくりへの取り組み」(資料3)については「心のバリアフリーの推進」「特定事業の推進」について修正を加えるとともに、特に「特定事業の推進」については、事務局にて具体的な進行管理機関の設置を検討し、次回協議会で示すこととなった。

### 議事録概要

#### 資料説明

事務局 資料1:第3回までの協議会で議論してきたものを題目についてのまとめ。基本構想の目次形式で表示。

資料2:各重点整備地区毎の公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業等について明記。

本八幡地区、市川地区、行徳地区、南行徳地区

資料3:基本構想の最終章になるもの。「章 基本構想実現に向けて」「章 人に優しい街づくりへの取り組み」

#### 本八幡駅(JR本八幡駅、京成八幡駅、都営本八幡駅)地区の特定経路について

事務局 資料2 本八幡駅地区を説明

委員 バス停の上屋について書かれていますが、規制が厳しく実施については難しい面もあるのではないかと。

委員 バスの停留所については道路占用物となる。基準に準じて許可することに

なり、実際の状況に応じて協議することになる。上屋についても同様。

事務局 上屋も「道路管理者との協議による」とのただし書き部分に加える。

委員 本八幡駅のコンコースにトイレとあるが、改札を入れてすぐのところに車いす用のトイレの工事が完了し、利用できるようになった。改札内だけでなくもう一つ増やすという意味か？

事務局 本日、JR委員が欠席している。事務局が協議した中では、工事中も含めて基本構想に明記していると聞いている。次回までに確認して報告したい。

会長 他に何かございませんか。最後にまとめて時間を取りますので、市川駅周辺地区に移りたいと思います。

事務局 資料2市川駅(JR市川駅、京成市川真間駅)地区の説明

委員 歩道改良とありますが、この記述ですとバス事業者が実施するのですか。

事務局 バス事業者と道路管理者との具体的な協議により実施することになります。

会長 他にご意見がなければ最後に総括的な議論をするということで、次は行徳駅地区の説明をお願いします。

事務局 資料2行徳駅(営団地下鉄東西線行徳駅)地区の説明

委員 行徳駅の記述の中で音声案内とありますが、盲導鈴などもありますので「音響案内」に変えていただければと思います。

会長 他になければ次に南行徳駅に移ります。

事務局 資料2南行徳駅(営団地下鉄東西線南行徳駅)地区の説明

委員 先ほどと同じように、音声を音響に修正してください。

会長 他にいかがですか。それでは全体を通して結構ですので、ご意見ございましたらお願いいたします。

委員 トータルとしてソフト的な取り組みが重要だと思います。ソフト的取り組み欄にある「啓発活動」だけで全ての人の移動性を確保することは難しいのではないですか？「指導する」ことも加えることは無理ですか？

委員 警察の場合は、取り締まりの強化もあり、その上でプラス、啓発活動がある

ということです。

委員 質問の仕方に誤解があったようですが、道路管理者が実施するなかで、撤去や指導ができるのかどうかということです。

委員 道路上に放置されている不法看板などについては撤去をしています。キャスター付きのもの等、ものによっては撤去できないものがあります。こういったものは啓発活動でやっていかなければなりません。

委員 「指導」はできますか？

委員 指導まではできます。しかし全てのものの撤去は不可能ですので、文章としてここでは入れられない。

委員 本当に指導できるのか？商品台なんかは道路占有がいるのでしょうか、実際には許可無く置かれている。それを指導できるのか？

委員 占有できるものは決まっていますので、商品台などは許可されません。

委員 道路に出せば売り上げが上がるから減らないのであって、罰金を科した方がいい。法を犯すことが損だと思わせないとそういったものは無くならない。

会長 活動としてはやっているが結果が伴わないということですね。

委員 そういった状態で「指導」という言葉を入れてもいいのですか？

委員 この構想で啓発と言うことで「良し」としたのは、内容や置かれた地域によって実情が異なるからです。自転車の場合、駅前では指導・警告・撤去を行っているが、地域によってはできないところもある。それも含めて強化を図っていくということで、啓発活動で「良し」としました。一律には言えないということをご理解下さい。

副会長 効果が上がらないからと言っても道路管理者はやっているし、やっていかなければならない。「指導」と書くことで基本構想の精神が生きてくるのだと思います。

会長 これに関して他に何かありますか？それでは「指導」という表現を入れることとします。

委員 公共交通特定事業のJRの中の2つ目の点ですが、聴覚制約者に対応した設備とは何か？

事務局 案内サインなどをわかりやすくするという。詳細は JR 委員に確認しま

す。

委員 電車が来るときにホームの白線ライン部が光るようにしたらいいと思う。構想に含められなくてもいいので、今後考慮してもらいたい。

委員 市川駅から福祉センターへ行くまでの大洲小学校までは整備されたが、福祉センター側は歩きにくい、今回はそこを整備するということか？

オブザーバー 来年度からバリアフリー化に向けた誘導ブロック整備、勾配の改善などを行っていく。信号までは広いのですが、そこから先は民家が残っていたりして、十分な幅が取れないのが現状です。今回、用地買収も含めて考えている。又は車道をどちら側かに寄せて歩道幅員を確保するという事も考えている。

委員 二人並んで歩くのに花壇で狭くなっているのです、花壇の幅を狭めていただければと思います。

オブザーバー 地元の方と以前から調整していますが、花壇を除く部分でも幅員が2m以上有ります。点字ブロックがない状況ですのでそれを付けることが考えられます。花壇は地元の方たちが積極的にきれいにしており、残して欲しいという要望もあります。それぞれの思いを取り入れなければと考えています。点字ブロックを入れて調整したいと思います。

会長 各地区基本構想に着きましては、指摘のあった部分に関し、表現の修正を加えます。内容についてはよろしいでしょうか？  
それでは委員の皆様にご承認頂いたということで、次に「基本構想実現に向けて」「ひとにやさしいまちづくりへの取り組み」の説明をお願いします。

事務局 資料3説明

委員 「2 特定事業の実施」について、主語が無く誰がやるのかわかりにくい。それぞれの事業者だけでなく、市や市民の役割も明確にして、連携して取り組むということを書かなければなりません。地下駅は地上出入口用地の確保が難しく、いろんな協力を仰いでやらないといけません。ご配慮頂きたいと思います。また、都営本八幡駅については、県の補助も必要になります。これらの点についてお願いします。

委員 バリアフリーのハードとソフトの両面を考えた場合、ハードよりもソフトの方の課題が残る。店舗の商品陳列や放置自転車などの問題もある。こういう

ことで解決することではないかもしれないが、市民レベルでの啓発と、取り締まりや罰則とが連携し、心のバリアフリーを推進するための市民レベルの何かはないだろうか？

会長 生涯学習という言葉がありますが、今回、その言葉も加えたいと思います。指導や罰金、取り締まりというのはありますが、バリアフリーの学習をすることで、それがだんだん当たり前になるものだと思います。市民レベルの話は、明日から行ってくださいといってもなかなか難しいでしょう。何かアイデアはございますか？

委員 私どもの課では地域福祉計画を立案しております。平成15年度から実施プランを策定していきます。小さいうちの教育的な観点が重要と考えており、福祉教育を重要な問題と捉えています。ハードだけではないというお話がありましたが、地域福祉が徐々に広がることが重要であると言えます。ハード、ソフト面で計画を推進していこうとしていますが、実現性が重要だと思います。P(プラン)D(ドゥ)C(チェック)A(アクション)が示されていますが、どの段階で誰がやるのか明確にする必要があります。事業評価機関のような要素が必要です。

会長 地域福祉計画というものが並行して計画されているのですか？

委員 地域福祉計画の基本計画を平成14年度に作成しました。平成15年度は課題を整理していくことになります。

会長 地域福祉計画というものを入れてもいいでしょう。庁内の関係各課の連携をはかることと、福祉教育という観点も入れ込む必要があります。PDCAを誰がやるのか、評価機関を設けるのか、意見を伺いたいと思います。

事務局 市でリーダーシップをとってPDCAをやるつもりです。どこの部署が実施するのか、どういう形で実施するのかについてはまだ明確にできませんが、市が中心となってやっていくという考えであります。

会長 第三者機関ではないということですか？

委員 この協議会は作って終わりなのですか？作った協議会が責任を持つというのも一つの案として考えられますが。

事務局 特定事業計画は事業者毎の判断で個別に策定し、実施することになります。フォローアップについては市が中心としてやっていきます。政策評価や実施状況のチェックをした方がいいだろうということであれば、検討させて

頂きたいと思います。その結果については第5回の協議会で発表できればと思います。

副会長 改善策の提案を行っていくということは、委員会的なものが行っていくことなのでしょう。このようなメンバーが残るかどうかということもあるでしょうが、所管部署で検討していただければよろしいのではないのでしょうか。

会長 それでは「その他」に移ります。次回の協議会について、事務局から何かございますか？

### その他

事務局 本日の第4回協議会が終わり、特定事業の内容についても方向性、具体性がほぼ固まりましたので、これまでの内容をとりまとめたものをホームページ等で公表し、市民に対してパブリックコメントを募りたいと思います。修正についてはこれをもってかえさせて頂きたいと思います。懸案事項についても検討し、第5協議会の中で方向性を出せればと思います。パブリックコメントの募集期間は6月の半ばから一月ほど期間を設けたいと思います。よって次回の協議会ではパブリックコメントの結果についての報告、調整等を行い、基本構想を完成させたいと思います。次回協議会は7月31日(木)に開催を予定しています。時間については後日連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長 本日の協議会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。